

議案第六十号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年四月二十七日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年四月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十八時間をこえない」を「四十六時間を超えない」に改める。

附則第三項第一号中「毎四週間」を「一の基本期間（町規則で定める毎四週間のいう。以下この項、次項及び附則第六項において同じ。）に、「一の」を「二の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる職員以外の職員であつて、いずれの基本期間においても半日勤務日（割り振られている勤務時間が三時間四十五分（第二条第二項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じて町規則で定めるこれに相当する時間）である日をいう。以下この号において同じ。）が二以上あるもの 一の基本期間につき、任命権者が職員ごとに指定する二の半日勤務日の勤務時間

附則第三項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員 一の基本期間につき、町規則の定めるところにより、

任命権者が職員ごとに指定する一又は二の勤務日における当該任命権者が指定する七時間四十五分（第二条第二項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じて町規則で定めるこれに相当する時間）の勤務時間

附則第五項中「前二項」を「前三項」に、「附則第三項に規定する期間」を「基本期間」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第四項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項の次に次の一項を加える。

々 基本期間の中途において新たに職員となつた者又は定年に達することにより、地方公務員法第二十八条の三（地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた期限が致来することにより、若しくは任期が満了することにより基本期間の中途において退職することとなる職員で基本期間内の新たに職員となつた日以後又は退職することとなる日以前の在職期間が町規則で定める期間以上であるものについては、当該基本期間内は、町規則で定めるところにより、任命権者が指定する勤務日における当該任命権者が指定する勤務時間は、

勤務を要しない時間とする。

附 則

（施行期日）

／ この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定、附則第五項の改正規定、同項を附則第六項とする改正規定、附則第四項の改正規定、同項を附則第五項とする改正規定、附則第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、町規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、次の各号に掲げる職員については、前項ただし書に規定する町規則で定める日（以下「ただし書施行日」という。）から町規則で定める日までの間は、この条例による改正後の職員の勤務時間に関する条例（以下「新条例」という。）附則第三項から第五項までの規定にかかわらず、新条例附則第三項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して町規則で定める時間数の勤務時間を、町規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

一 ただし書施行日の前日において、この条例による改正前の職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第四項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により任命権者が定めた期間の末日以外の日となるもの（旧条例附則第三項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員との権衡上調整の必要がある職員として町規則で定める職員に限る。）

二 旧条例附則第三項又は第四項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧条例附則第五項の規定によりただし書施行日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員

3 前項の規定による指定については、その指定は新条例附則第三項から第五項までの規定による指定とみなして、新条例附則第六項の規定を適用する。